計画相談支援・障害児相談支援について（お知らせ）

当事業所では令和２年６月より、精神障害者の方や行動障害をお持ちの方へ適切な計画相談支援等を実施するために、定められた研修を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ

相談支援専門員を事業所に配置しております。詳細につきましては下記の通りとなります。

記

１、事業所名

　　みちる園（ソーシャルネット）

２、体制加算を算定するにあたって要件となる受講済み研修

　　研修名：強度行動障害支援者養成研修（実践研修）

　　　〃　：千葉県相談支援従事者専門コース別研修（精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修）

３、配置

　　相談支援専門員　１名

以上